

○警察に対する寄附の取扱いについて(通達)

昭和51年12月15日
／福警会内訓第2号／福警務内訓第8号／
本部長

警察に対する寄附の取扱いについては、「寄付の取扱いについて」(昭和38年福警会内訓第1号、福警務内訓第4号)により適正な取扱いに配意し誤りのないよう措置してきたところであるが、寄附受納の適否が警察運営に大きな影響を及ぼすことから同内訓を全部改正して、昭和51年12月15日から施行することとしたので、次の諸点に留意し警察に対する寄附に関する批判や誤解の生じることのないよう配意されたい。

記

1 寄附取扱いの基本原則

警察の業務運営に充てる経費及び物品等(以下「経費等」という。)はすべて公費による負担が原則であるため、善意による自発的な寄附の申出であつて、かつ、寄附を受納することがやむを得ない場合を除き寄附は受納しないこと。

2 寄附受納についての留意事項

善意による自発的な寄附の申出であつて、かつ、寄附を受納することがやむを得ない場合であつても次の事項に留意して慎重に取り扱うこと。

(1) 寄附申出者

ア 個人からの寄附は受納しないこと。

イ 宣伝又は売名に用いられるおそれのある寄附は受納しないこと。

ウ 地方公共団体又は交通安全協会、防犯協会等の組織団体からの寄附については、地方公共団体においては議会の、その他の団体においては意思決定機関の議決又は同意を得たものであること。

エ その他警察業務の運営に弊害を生ずるおそれのある寄附は受納しないこと。

(2) 寄附の申出内容及び方法

ア 寄附に要する経費等が当該寄附のために割当て、又は募集等の方法によつて集められたものでないこと。

イ 受納しても支障のない団体を経由した個人等からの寄附ではないこと。

3 寄附受納事前承認

寄附を受納する場合は、別記様式の「寄附採納事前承認伺」により、必ず事前に主管課長を経由して警察本部長の承認を受けること。

なお、承認を受けるまでは寄附申出者に対し、受納についての回答はしないこと。